

提案説明書

1 業務名

市民運動広場用地 設計・調査・解析業務

2 業務の目的

札幌市では、過去にごみ処理場として利用されていた北区新琴似の市有地について、運動広場として活用を図ることを計画しております。しかし、当該土地につきましては、地盤が軟弱であり、土壌や地下水の汚染が確認されているため、汚染が拡散しないよう慎重に広場整備を進める必要があります。

このことから、本業務では、不陸が許容できる広場の基本設計を策定するとともに、広場整備による地下水や地盤へ与える影響を解析するため、敷地内の一部で試験的に行う盛土の仕様を策定する。また、策定された仕様をもとに実施された試験盛土による周囲への影響を観測し、その結果を踏まえ、広場整備した場合及び整備しなかった場合の汚染物質（ほう素）の拡散状況を予測し、敷地外への汚染拡散のおそれや汚染対策工の必要性について検討を行うもの。

3 業務内容

別紙1「業務概要」を参考として、目的を達成するために必要な設計・調査・解析等を実施する。

4 企画提案を求める事項

以下の項目について、別紙1「業務概要」を参考に、企画提案書を作成すること。

※別紙1「業務概要」に記載の実施すべき業務内容と同等以上の成果を上げられる場合は、施工方法（例）として、記載している部分について、変更した提案とすることを認める。

※企画提案書を作成するため、過去に実施した調査業務の報告書等（別紙1 業務概要-別紙5 記載）を閲覧する場合、事前にP9「16 各書類の提出先・問合せ先」に連絡し、日程調整のうえ、スポーツ部事務室内で閲覧すること。なお、閲覧はP4「7 参加資格要件(6)～(8)」を満たす会社のみとするため、閲覧時は会社名がわかる名刺を提示すること。

(1) 企画提案者の類似業務実績について

過去 10 年間（平成 21 年 4 月 1 日から企画提案書提出日まで）に受託し、完了した業務のうち、以下に例示するような本業務に類似する業務の実績について、様式 4「類似業務等実績一覧」に記載すること。

※事実確認のため、業務の契約書及び業務概要を確認できる資料（特記仕様書等）の提出をお願いする場合がございます。

（例）

- ・汚染拡散を抑制しながら施設等を整備する手法について検討した業務
- ・施設等の整備による地下水や地盤への影響を予測した業務

(2) 業務体制の概要及び実施方法

業務の実施体制及び本業務に対する基本的な考え方、担当チームの特徴、その他業務実施上の配慮事項等について、様式 5「業務体制の概要及び実施方法」に記載すること。

- ・全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者及び総括責任者を補佐し業務を進める主任技術者・主任設計者については、「氏名」、「経験年数」、「所属・役職」、「保有資格」、「業務実績」を記載してください。なお、建築設計における主任設計者は建築士法に規定する一級建築士または二級建築士の資格を有するものとする。

※事実確認のため、雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等）や資格保有を証明する資料（免許証等）の提出をお願いする場合がございます。

(3) 業務スケジュールについて

契約締結後から成果品提出までのスケジュールを示すこと。

※仕様書に記載しているスケジュールは想定のものであり、できる限り早い業務の取りまとめが望ましいことから、履行期間を短縮できる業務内容は、短縮すること。また、下記 2 点を満たすスケジュールとなるよう努めること。下記の点を満たすスケジュールにできない場合は、その理由を記載すること。

- 1 早期に試験盛土施行業務の発注を行うため、(5)ア試験盛土の実施設計については、6 月中旬を目処に業務発注に必要な設計図書等を作成すること。
- 2 (5)イ将来的な汚染物質の拡散状況予測について、10 月末日までに一度、9 月末時点で判明している調査結果をもとに、広場整備による汚染拡散状況の解析結果を概略でまとめること。

(4) 広場の基本設計を実施するにあたっての基本方針

(別紙1「業務概要」P2-(1)運動広場の基本設計に関する提案)

- ・汚染拡散を抑えながら広場整備を行う手法検討の考え方
- ・軟弱地盤地における広場・設備等整備の考え方
- ・広場整備しない範囲の外観を良くする方法

(5) 試験盛土の実施方針と観測データの活用方法

ア 試験盛土の仕様及び試験盛土による周囲の影響調査方法の検討

(別紙1「業務概要」P6-(2)試験盛土の仕様及び試験盛土による周囲の影響調査方法の検討に関する提案)

広場整備による地盤や地下水への影響予測をより精度の高いものとする試験盛土の仕様（設置数、設置位置、盛土の形状、盛土方法）、周囲の地盤及び地下水への影響観測方法について提案すること。

なお、本業務に含まれていない、土（赤土）の購入費及び試験盛土施行費、沈下観測費等について、別紙1「業務概要 別紙2 試験盛土の概要」の施工内容と同程度で実施できるものとする。

●提案書イメージ

① 基本方針

- ・三次元移流分散解析等により、将来的な汚染物質の拡散状況をより正確に予測するため、試験盛土の仕様及び周囲の地盤及び地下水の観測方法はどのようなものが望ましいか。
- ・試験盛土の設置位置を検討するうえで留意すべき点

② 上記の内容を踏まえた試験盛土の仕様及び周囲の観測方法について

- ・考え方、根拠等（沈下観測箇所、沈下観測頻度、地下水観測箇所、地下水観測方法、地下水観測頻度等の例）

イ 将来的な汚染物質の拡散状況予測

(別紙1「業務概要」P13-(3)将来的な汚染物質の拡散状況予測に関する提案)

広場整備による将来的な汚染物質の拡散状況の予測をより精度の高いものとするために必要な調査等について提案すること。

●提案書イメージ

- ①（三次元移流分散解析等により、将来的な汚染物質の拡散状況をより正確に予測するために必要なデータについて）
- ②（上記①のうち、これまでに確認したデータ及び本業務で確認するデータ）
- ③（広場整備による将来的な汚染物質の拡散状況の予測をより精度の高いものとするため、実施を提案する調査等）
- ④（上記③を実施することにより、将来的な汚染物質の拡散状況の予測をより精度の高いものできると考える根拠等）

(6) その他の追加提案について

別紙1「業務概要」の背景・目的を鑑み、記載している業務内容に限らず、予算規模及び受託期間の範囲で、より適切かつ新たな視点の提案があれば提案すること。

5 予算規模

46,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※なお、上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。また、消費税及び地方消費税については引き上げ後の税率である10%を適用することとし、引き上げが延期等された場合は減額の改定契約を行う。

6 業務委託期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

7 参加資格要件

次に掲げる(1)から(8)のすべての要件を満たすものであること。

- (1) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。
- (6) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、大分類「建設関連サービス業」、中分類「地質調査業」に登録されていること。
- (7) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、大分類「建設関連サービス業」、中分類「建築設計・監理業」に登録されていること。
- (8) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、大分類「建設関連サービス業」、中分類「土木設計・監理業」に登録されていること。

8 参加手続きに関する事項

(1) 企画提案の日程

| | | |
|---------------------|----------|-------|
| ア 公募開始 | 3月25日（月） | |
| イ 質問書の提出期限 | 4月2日（木） | 17時必着 |
| ウ 参加申込書及び企画提案書の提出期限 | 4月15日（月） | 17時必着 |
| エ 実施委員会によるヒアリングの実施 | 4月19日（金） | |
| オ 提案事業者への選定結果の通知 | 4月下旬 | |
| カ 契約締結 | 4月下旬 | |

(2) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

P9「16各書類の提出先・問合せ先」のホームページにアクセスし、必要な書類のデータをダウンロードすることにより入手すること。

(3) 質問書の提出について

質問は、提出期限までに質問書（様式1）に記入し、下記のメールアドレスに送信するものとする。

質問に対する回答は、文書により質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、札幌市ホームページで公表する。

送付先電子メールアドレス：sports@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(会社名)「市民運動広場用地 設計・調査・解析業務」質問書」とする。

(4) 提出書類

正本は、以下のア～キの構成で一式とし、1部提出すること。副本は、以下のウ～カの構成で一式とし、10部提出すること。

- ア 参加意向申出書（A4判、1枚、様式2）
- イ 企画提案書等の提出について（A4判、1枚、様式3）
- ウ 類似業務等実績一覧（A4判、片面印刷、必要枚数、様式4）
- エ 業務体制の概要及び実施方法（A4判、片面印刷、1枚、様式5）
- オ スケジュール（A4判、片面印刷、1枚、様式自由）
- カ 企画提案書（A3判横づかい、片面印刷、様式自由）
- キ 見積書（様式自由）

(5) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

提出書類は提出期限までに下記提出先への持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

イ 提出先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西3丁目ばらと北1条ビル6階

札幌市スポーツ局スポーツ部企画担当課 研谷（とぎや）

(6) その他の留意事項

- ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

9 契約候補者の選定方法

企画提案の内容は、本市が設置する「市民運動広場用地 設計・調査・解析業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）の審査において、最も優れた企画提案者を選定する。

なお、評価の方法は、別紙2「評価項目・評価基準表」により総合的に評価する。

(1) 実施委員会の構成

委員長 山 田 一 八（スポーツ局スポーツ部長）

委 員 金 谷 泰 亨（スポーツ局スポーツ部企画事業課長）

委 員 五十嵐 敏 文（北海道大学大学院工学研究院 教授）

委 員 石 井 一 英（北海道大学大学院工学研究院 教授）

委 員 西 村 聡 （北海道大学大学院工学研究院 准教授）

(2) 審査の流れ

ア 一次審査

- ・提出書類による書類審査を行う。
- ・一次審査通過の企画提案は5件程度までとする。
- ・一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- ・応募件数が5件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提案者全員に別途連絡する。

イ 最終審査

一次審査を通過した企画提案について、企画提案者によるプレゼンテーション及び実施委員会委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては次のとおり行うものとする。

- ・企画提案者の出席者は3名までとする。
- ・ヒアリングは1社、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション20分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。
- ・説明については、企画提案書に基づいて行うこととし、新たな資料の配布及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。
- ・最低基準（別紙2「評価項目・評価基準表」の審査項目1～3の合計が、実施委員会各委員の持ち点を合算した値の6割である315点を超過していること）を満たす企画提案者のうち、点数が高い者を契約候補者として選定する。
- ・実施委員会における採点が同点の場合は、原則として、別紙2「評価項目・評価基準表」の審査項目における「3 企画提案」の点数が高い者を契約候補者として選定する。

10 契約

契約については、選定された契約候補者と委託者の間で詳細を協議し、協議が整ったときは札幌市契約規則等に基づき、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結するものとする。

ただし、契約候補者がP4「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との協議が整わなかった場合は、実施委員会において次点とされた会社を契約候補者とする場合がある。

※予算の修正により、業務の委託が不可能となった場合には、実施しない場合があります。

11 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあっては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わない、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けたものは、受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内の期間、その理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内の期間、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (3) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (4) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

16 各書類の提出先・問合せ先

担 当 スポーツ局スポーツ部企画事業課配置計画担当係 研谷、比内

住 所 〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 ばらと北一条ビル6階

電 話 011-211-3044、F A X 011-211-3046

ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/sports/keiyaku/documents/ippannkyousounyuusatu.html>

メール sports@city.sapporo.jp